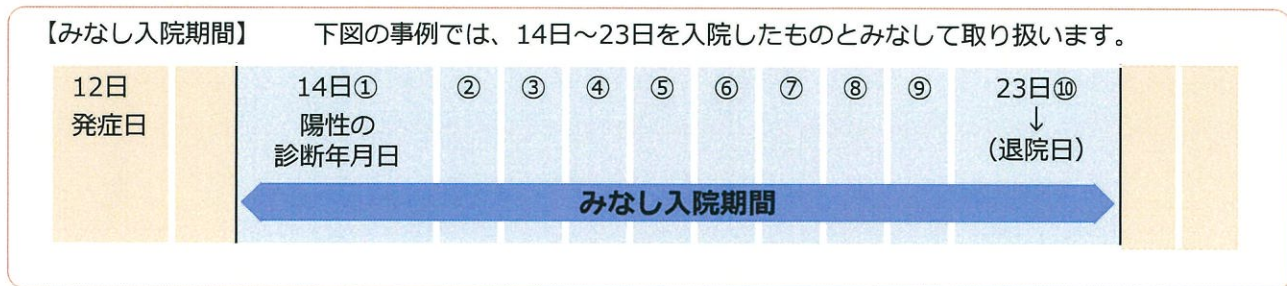


新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のご請求 (感染者の把握が重症化リスクの高い方に見直しされるまでの対応)

- ◇ 新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、症状が継続した期間にかかわらず、「陽性の診断年月日」から一律10日間、入院したものとみなして取り扱います。
- ◇ 入院給付金のご請求手続きには、原則「My HER-SYS療養証明(画面)」をご準備ください。

(2022年9月2日現在)



※入院給付金のお支払いにあたっては、「My HER-SYS療養証明(画面)」の診断年月日を入院日として取り扱います。
※みなし入院期間中に入院となった場合は退院日まで、療養期間が11日以上証明がすでにお手元にある場合はその証明期間について、入院したものと取り扱います。

ご準備いただく証明書類(例)

全国共通	原則、「My HER-SYS 療養証明(画面)」 ※保健所等から送信されたハースIDでログインしてください。 「PCR検査センター、抗原検査センターの検査結果(市販の検査キットを除く)」、 「県・保健所等からの陽性診断確定メール」、 「診療明細書(新型コロナウイルス感染症の治療と分かるもの)」も可
神奈川県・兵庫県、全数把握の見直しをした都道府県(宮城県・茨城県・鳥取県・佐賀県など)は「療養証明書」も可	

- ▶ 上記書類をご準備できない場合は、医師によって陽性と診断された日がわかるお手元にある書類で対応しますので、保健所等に発行を依頼する前にお手元にある書類をご確認ください。
ご不明点等ございましたら、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください。

留意事項

- ▶ 陽性結果や発熱等の症状が出た場合でも、医療機関の受診や保健所等への連絡をせずに自宅待機したときは、医師の診断がないため、みなし入院の対象となりません。
- ▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。また、みなし入院の取扱いは今後変更となる場合があります。

明治安田生命

本社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>